

南スラウェシ州マカッサル市における大規模な社会制限実施に関するマカッサル市長令（2020年 第 22 号）

第 1 章 総則

第 1 条 （省略）

第 2 章 大規模な社会制限の実施

第 1 部 一般規定

第 2 条

- (1) 保健分野で行政を行うインドネシア共和国保健大臣の認証で、マカッサル市地方首長として、市長は大規模な社会制限（PSBB）の実施を決定することができる。
- (2) 上記(1)の大規模な社会制限は、マカッサル市に居住する、及び/又は活動する全ての者が行う自宅外活動の制限の形態で実施される。
- (3) 上記(2)の大規模な社会制限の実施における自宅外活動の制限には、以下が含まれる。
  - a. 学校及び/又はその他教育機関における学習の実施
  - b. 職場での就労
  - c. 宗教施設での宗教活動
  - d. 公共の場所ないし公共施設での活動
  - e. 社会的、文化的活動
  - f. 移動手段を利用した人と物の動き
- (4) 上記(1)の大規模な社会制限の実施における調整、リソースの動員、活動は、地方の新型コロナウイルス即応タスクフォースが行う。
- (5) 上記(1)の大規模な社会制限の有効期間は、新型コロナウイルス即応タスクフォースの意見を踏まえマカッサル市長が決定する。

第 3 条

大規模な社会制限の実施期間中、マカッサル市内において自宅外で活動している全ての者は、以下の義務を負う。

- a. 衛生的で健康的な生活行動（PHBS）を実施する。
- b. 交流するときに、距離を保つ。
- c. マスクを着用する。

第 2 部

学校及び/又はその他教育機関における学習実施制限

第 4 条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、第2条(3)項のとおり、学校及び/又はその他教育機関における学習活動は一時的に停止される。
- (2) 上記(1)の学校における学習活動の一時停止を行うにあたり、全ての学習活動は、遠隔学習による個々の自宅ないし居住場所での学習に変更する。
- (3) 学校の事務サービス業務は、状況に即した適当なサービス形態で在宅勤務により実施される。
- (4) 大規模な社会制限の有効期間中の、学習実施及び評価、学校事務サービスの技術的詳細は、教育分野担当部局が定める。

## 第5条

- (1) 第4条(1)の大規模な社会制限の有効期間中、一時的に停止となるその他の教育機関には以下が含まれる。
  - a. 高等教育機関
  - b. 訓練機関
  - c. 研究機関
  - d. 育成機関
  - e. それらと同様の機関
- (2) 保健衛生サービスに関連する教育機関、訓練機関、研究機関は、上記(1)のその他教育機関での活動の一時停止の例外とする。
- (3) 上記(1)のその他教育機関での活動の一時停止措置を実施する上で、学習活動及び事務サービスは、関係機関が定める技術規定に沿って、在宅でオンラインにより実施される。

## 第6条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中の活動の一時停止にあたり、学校及びその他教育機関の責任者は、以下の義務を負う。
  - a. 学習プロセスが引き続き実施され、教育を受ける上での教育参加者の権利が満たされることを確保する。
  - b. 学校及び/又はその他の教育機関とその周辺環境において新型コロナウイルスの感染拡大防止措置を実施する。
  - c. 学校及び/又はその他の教育機関の安全を守る。
- (2) 上記(1)bの学校及び又はその他の教育機関とその周辺環境における新型コロナウイルスの感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的実施される。
  - a. 学校設備の清掃及び消毒。
  - b. 教員及びその他教育要員に対する新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコルの適用。

## 第3部

### 職場での就労の制限

## 第7条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、職場/事務所での就労は一時的に停止される。
- (2) 上記(1)の職場/事務所での就労の一時的停止中、職場での就労を自宅/居住地での就労に替える義務がある。
- (3) 上記(2)の職場での就労の一時停止を実施する当該職場の指導部は、以下の義務を負う。
  - a. 提供するサービス及び/又は事業活動が、限定的であるが継続して実施されるよう確保する。
  - b. 従業員の生産性/パフォーマンスを維持する。
  - c. 職場及び職場周辺で新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う。
  - d. 職場及び職場周辺での安全を守る。
  - e. 法律の規定に基づいて新型コロナウイルスに感染した従業員を保護する。
- (4) 上記(3)cの職場及びその周辺環境における新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
  - a. 職場環境の清掃
  - b. 職場の床、壁、建物設備の消毒
  - c. 部外者の立ち入りの禁止

## 第8条

- (1) 以下の分類にあたる職場/事務所は、第7条(1)の職場/事務所での就労の一時停止の例外とする。
  - a. 関連する省の規定に基づく中央及び地方政府の全ての事務所/機関。
  - b. 国際法に従って、外交または領事の機能およびその他の機能を実行する外国代表事務所および/または国際機関。
  - c. 関係府省及び/又はマカッサル市政府の規定に従い、新型コロナウイルス対策及び/又は社会の生活必需品の充足に参画する国営企業/地方公営企業。
  - d. 以下の分野で活動する事業者。
    1. 保健衛生
    2. 食料/食品/飲料の材料
    3. エネルギー
    4. 通信及び情報技術、印刷媒体、電子媒体、オンライン媒体
    5. 金融
    6. 物流
    7. ホテル
    8. 建設
    9. 戦略産業
    10. 基礎的サービス、公益企業、国家の重要対象及び特定対象と指定された産業
    11. 日常の必需品
  - e. 災害及び/又は社会分野で活動する国内及び国際市民団体。
- (2) 上記(1)の職場/事務所での就労の一時停止の例外活動を実施するにあたり、職場の指導部は、以下を実施する義務を負う。
  - a. 就労における接触の制限
  - b. 以下のような既往症及び/又は新型コロナウイルスに感染した場合に重大な結果を招きかねない状況にある者が職場での活動を行うことを制限する。

1. 高血圧
  2. 心臓病
  3. 糖尿病
  4. 肺疾患
  5. 癌
  6. 妊婦
  7. 61 歳以上
- c. 以下を含む新型コロナウイルス感染拡大予防プロトコルの職場での適用。
1. 職場を常に清潔で衛生的な状態に保つ。
  2. 健康維持活動及び新型コロナウイルス防止における緊急対応のために、最寄りの医療機関と協力する。
  3. 従業員の免疫力強化のためのワクチン、ビタミン及び栄養補助を用意する。
  4. 職場の床、壁、建物設備を定期的に消毒する。
  5. 職場に入る従業員の体温検査を行い、職場で働く従業員の体温が正常以上でないこと、体調不良でないことを確認する。
  6. 職場にアクセスが良く十分な数の手洗い場を設けることを含め、石鹸及び/又はハンドサニタイザーでの手洗いを義務付ける。
  7. 従業員同士の距離を、1m 以上確保する。
  8. 職場の目立つ場所で、新型コロナウイルス防止の情報や呼びかけを周知する。
  9. 職場の従業員の中から監視対象患者が出た場合は、以下のとおりとする。
    - a) 職場での就労を少なくとも 14 就労日の間一時停止する。
    - b) 医療職員は、警備チームの支援を受けて、避難措置及び全ての場所、設備、機材への消毒剤の散布を行う。
    - c) 一時停止は、避難措置、消毒剤の散布、新型コロナウイルスに感染した従業員と身体的接触があった従業員の健康検査と隔離が完了するまで実施される。
- (3) 食べ物と飲料の提供活動について、レストラン/食堂/同種の事業の責任者は、以下の義務を負う。
- a. サービスは、オンライン注文及び/又は電話注文又は配送サービスによる持ち帰りのみに限定する。
  - b. 列をつくる客同士の距離は、立っているか座っているかに関わらず、1m 以上確保する。
  - c. 規則に沿って、食品取り扱いにおける食品衛生原則を適用する。
  - d. 準備、加工、盛り付けにおける料理への直接の接触を最小化するため、手袋やトングなどの補助用具を用意する。
  - e. 基準に沿って、食べ物の加工にあたり十分な加熱を行う。
  - f. 職場、設備、道具、特に、食べ物と直接触れる表面の清掃を行う。
  - g. 客と従業員に、石鹸で手洗いでできる場所を用意する。
  - h. 体調不良の従業員や、正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す従業員の就労を禁止する。
  - i. 従業員に、業務の安全及び健康指針に則り、マスク、手袋、衛生頭巾、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。
- (4) ホテル業について、ホテルの責任者は以下の義務を負う。

- a. 自主的隔離を行いたい客に対しては、特別なサービスを提供する。
  - b. ルームサービスを活用し、客が客室の中でしか活動できないように制限する。
  - c. ホテルの敷地内で人の集まりが生じ得る活動は実施せず、そのような施設は閉鎖する。
  - d. 体調不良又は、正常以上の体温、咳、鼻水、下痢、呼吸困難の症状を示す客のホテル内への立ち入りを禁止する。
  - e. 従業員に、業務の安全及び健康指針に則り、マスク、手袋、衛生頭巾、安全衛生指針に合致した業務服の着用を義務付ける。
- (5) 建設活動については、職場の指導部に、以下を義務付ける。
- a. 実施中の建設活動については、作業員の活動を建設地区に限定して、実施できる。
  - b. 建設作業サービスの所有者及び/又は提供者は、以下の義務を負う。
    - 1. 建設地区で新型コロナウイルス防止の実施責任者を指名する。
    - 2. 従業員の活動及び接触を建設プロジェクト地区の中のみ限定する。
    - 3. 建設プロジェクト地区にいる間、全ての従業員に対して、住居と生活必需品を提供する。
    - 4. 職場に、十分な保健設備を有する保健室を用意する。
    - 5. 従業員も来客も、正常以上の体温がある場合には、建設地区への立ち入りを禁止する。
    - 6. 朝の啓発活動又は朝の安全対話において、新型コロナウイルス防止技術の促進、キャンペーン、呼びかけ、説明を伝達する。
    - 7. 建設プロジェクト地区にいる間、定期的に、従業員の健康観察を実施する。
- (6) 地方新型コロナウイルス即応タスクフォース長は、上記(1)の就労の一時停止の例外となる職場/事務所の分類を追加することができる。

## 第4部

### 宗教施設での宗教活動の制限

#### 第9条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中は、宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動は、一時的に停止される。
- (2) 上記(1)の宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中、宗教活動はそれぞれの自宅で行われる。
- (3) 上記(1)の宗教施設及び/又は特定の場所での宗教活動の一時的停止の期間中、アザーン、鐘ないしその他の時間の呼びかけの活動は、通常どおり行われる。

#### 第10条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、宗教施設の責任者は以下の義務を負う。
  - a. 宗教活動を自宅で引き続き実施するよう、信者に教育を施す。
  - b. それぞれ宗教施設で、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を行う。
  - c. それぞれ宗教施設の安全を守る。

- (2) 上記(1)bの新型コロナウイルス感染拡大防止措置は、以下の方法で定期的に行う。
- a. 宗教施設と周辺環境を清掃する。
  - b. 宗教施設の床、壁、建物設備の消毒を行う。
  - c. 部外者の立ち入りを禁止する。

## 第5部

### 公共の場所ないし公共施設での活動の制限

#### 第11条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、住民は、公共の場所ないし公共施設で、5人を超える人数での活動を行うことが禁じられる。
- (2) 公共の場所ないし公共施設の管理者は、大規模な社会制限の有効期間中、住民の活動に対して、公共の場所ないし公共施設を一時的に閉鎖する義務を負う。
- (3) 以下の住民活動は、上記(1)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外である。
- a. 基礎的な生活必需品及び/又は日常の必需品を充足するための活動
  - b. 自主的なスポーツ活動
- (4) 地方新型コロナウイルス即応タスクフォース長は、上記(3)の公共の場所ないし公共施設での活動の禁止の例外となる住民の活動分類を追加することができる。

#### 第12条

- (1) 第11条(3)aの基礎的な生活必需品を充足するための活動は、以下を準備し、加工し、供給し、送付する活動を含む。
- a. 食料/食品/飲料の材料
  - b. エネルギー
  - c. 通信及び情報技術、印刷媒体、電子媒体、オンライン媒体
  - d. 財政、金融、支払いシステム
  - e. 物流
- (2) 第11条(3)aの日常の必需品を充足するための活動は、以下を含む。
- a. 以下の場所における小売業
    - 1. 市場
    - 2. 百貨店、コンビニ、スーパー、ハイパーマーケット、卸問屋、及び独立店舗かショッピングセンター内かを問わず専門店
    - 3. 雑貨店
  - b. ランドリー
- (3) (2)項 a 及び b の日常の必需品を充足するための活動において、営業時間は中部インドネシア時間 7 時から 21 時までで制限する。
- (4) 大規模な社会制限の有効期間中に、上記(1)及び(2)の住民の需要を充足するサービスを行うにあたり、事業者は、以下の制約に服さねばならない。
- a. オンライン及び/又は配送サービスによる遠隔での受注を主とする。
  - b. 物価を引き上げず、経済の安定と消費者の購買力を守る。

- c. 事業の場所を定期的に消毒する。
- d. 市場/店に入る従業員と客の体温検査を行い、就労している従業員に微熱や体調不良がないことを確認する。
- e. 市場/店に来る客同士の距離を 1m 以上確保する制限を適用する。
- g. 消費者及び従業員にアクセスのよい十分な数の手洗い場所を用意することを含め、石鹸及び/又はハンドサニタイザーでの手洗いを推奨する。

### 第 13 条

大規模な社会制限の有効期間中、住民は、第 11 条(3)b の自主的なスポーツ活動は、それぞれの自宅または自宅の庭で限定的に行うことができる。

## 第 6 部

社会的、文化的活動への制限

### 第 14 条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、人の集まりを生じさせる社会的、文化的活動は、一時的に停止される。
- (2) 上記(1)の社会的、文化的活動には、集会、会合に関連する以下の活動を含む。
  - a. 政治
  - b. スポーツ
  - c. 娯楽
  - d. 学術
  - e. 文化

### 第 15 条

- (1) 以下の目的の活動は、第 14 条(1)の社会的、文化的活動の停止の例外である。
  - a. 割礼
  - b. 結婚
  - c. 新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び/又は葬儀
- (2) 上記(1)a の割礼は、以下の規則に従って実施される。
  - a. 保健施設で実施する。
  - b. 限られた関係者のみが出席する。
  - c. 多数を招待しての祝会は実施しない。
  - d. 参加者同士の距離を 1m 以上確保する。
- (3) 上記(1)b の結婚は、以下の規則に従って実施される。
  - a. 宗教事務所又は公証役場で行う。
  - b. 限られた関係者のみが出席する。
  - c. 多数を招待しての披露宴は実施しない。
  - d. 参加者同士の距離を 1m 以上確保する。

- (4) 上記(1)cの新型コロナウイルスに起因しない埋葬及び/又は葬儀は、以下の規則に従って実施される。
- a. 葬儀施設で実施する。
  - b. 限られた関係者のみが出席する。
  - c. 参加者同士の距離を1m以上確保する。

## 第7部

### 人と物が動くための移動手段の利用制限

#### 第16条

- (1) 大規模な社会制限の有効期間中、全ての人及び/又は物の移動活動は、以下を除き、全て一時的に停止される。
- a. 基礎的な生活必需品の充足
  - b. 大規模な社会制限の有効期間中に許可されている活動
- (2) 以下の移動手段については、上記(1)の人の移動活動の一時停止の例外となる。
- a. 私有車両
  - b. 一般的な原動機付きの公共交通機関
- (3) 上記(1)の物の移動活動に関する全ての移動手段は一時停止の例外となる。
- (4) 私有乗用車の利用者は、以下に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び/又は、大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用する。
  - b. 使用後に車両を消毒する。
  - c. 車両内でマスクを着用する。
  - d. 乗員を定員の50%以下に制限する。
  - e. 38℃以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。
- (5) 私有バイクの利用者は、以下に従わなければならない。
- a. 基礎的な生活必需品を充足するため、及び/又は、大規模な社会制限中に許可されている活動のためにのみ利用し、後ろに人を乗車させない。
  - b. 使用後に車両及び付属品を消毒する。
  - c. マスクと手袋を着用する。
  - d. 38℃以上の体温時ないし体調不良時は乗車しない。
- (6) 配車アプリでのバイクによる輸送は、物の輸送のみに制限する。
- (7) 乗客用の原動機付き公共交通機関及び島間往來のための渡し船、及び/又は物の移動手段は、以下に従わなければならない。
- a. 乗員を輸送定員の50%以下に制限する。
  - b. 地方政府及び/又は関係機関の調整に合わせて運行時間を制限する。
  - c. 使用する移動手段を定期的に消毒する。
  - d. 移動手段に乗り込む係員と乗客の体温検査を行う。
  - e. 係員と乗客に38℃以上の体温ないし体調不良がないことを確認する。
  - f. 乗客同士の距離を1m以上確保する。



### 第3章

大規模な社会制限実施期間中の住民の権利と義務並びに基礎的な生活必需品の充足

#### 第1部

#### 権利と義務

#### 第17条

- (1) 大規模な社会制限実施期間中、全ての住民は、以下について等しい権利を有する。
  - a. 地方政府から処遇とサービスを受ける。
  - b. 医療需要に沿った基礎的医療サービスを受ける。
  - c. 新型コロナウイルスに関する公開されたデータと情報を得る。
  - d. 新型コロナウイルスに関する苦情の訴えを容易に行うことができる。
  - e. 新型コロナウイルス及び/又は同疑い患者の遺体の処理及び埋葬。
- (2) 上記(1)の権利の充足の実施は、地方新型コロナウイルス即応タスクフォースが定める事務指針に従う。

#### 第18条

- (1) 大規模な社会制限実施期間中は、マカッサル市の全ての住民及びメディアは以下の義務を負う。
  - a. 大規模な社会制限実施における全ての規則を遵守する。
  - b. 大規模な社会制限に参加する。
  - c. 清潔で健康的に生活する。
  - d. メディアはマカッサル市の住民に新型コロナウイルス対応について啓発し、教育する。
- (2) 新型コロナウイルスの対応に際し、全ての住民は以下の義務を負う。
  - a. 係官による新型コロナウイルスの疫学的調査(コンタクト・トレーシング)の対象に指定された場合、検体検査を受ける。
  - b. 医療従事者の勧告に従い、自宅及び/又はシェルターでの自己隔離もしくは医療機関での治療を行う。
  - c. 自身及び/又は家族が新型コロナウイルスに感染した場合には医療従事者に報告する
- (3) 上記(2)の義務の実施は、地方新型コロナウイルス即応タスクフォース長が定める事務指針に従う必要がある。

#### 第2部

大規模な社会制限実施中の住民の基礎的な生活必需品の充足

#### 第19条

(1) 地方政府は、大規模な社会制限実施中に基礎的な生活必需品の充足に影響が出る脆弱な住民に対して社会的支援を提供することができる。

(2) 上記(1)の社会的支援は、生活必需品及び/又はその他の直接支援の形で、法律の定めた配給方法により提供される。

(3) 上記(2)の社会的支援の受益者は市長決定に従って決定される。

## 第 20 条

(1) 地方政府は、大規模な社会制限実施の影響を受ける事業者インセンティブを提供できる。

(2) 上記(1)のインセンティブは、以下の形態である。

- a. 事業者に対する税金及び地方利用税の軽減
- b. 大規模な社会制限の実施による影響を受けた従業員への社会支援の供与
- c. 法令の規則に沿ったその他の支援

## 第 4 章

### 新型コロナウイルス対応のためのリソース

## 第 21 条

(1) マカッサル市における新型コロナウイルスへの対応及び対策において、データベース提供が必要な情報及びリソース供給の整備を行う。

(2) 上記(1)のリソースの準備及び供給に関する情報システムの使用と手続きは、地方新型コロナウイルス即応タスクフォース長が定める。

## 第 22 条

(1) 地方政府は、法令の規則に沿って、大規模な社会制限の実施において関係機関と協力することができる。

(2) 上記(1)の関係機関との協力は、以下の形態で行われる。

- a. 人的資源の支援
- b. 社会インフラ
- c. データと情報
- d. サービス及び/又はその他の支援

## 第 5 章

### 観察、評価及び報告

## 第 23 条

- (1) 大規模な社会制限実施に対する観察と評価は、新型コロナウイルスの感染拡大の連鎖を食い止めることにおける大規模な社会制限の実施の成果を評価するために行われる。
- (2) 上記(1)の観察と評価は、新型コロナウイルス即応タスクフォースが、それぞれの権能及び責任に従って、現場での観察及び調査を通じて実施する。
- (3) 上記(1)の大規模な社会制限実施の成果に対する評価は、以下の基準に基づく。
  - a. 本市長令に基づく大規模な社会制限の実施
  - b. 症例数
  - c. 症例の拡大範囲

## 第 24 条

- (1) 大規模な社会制限実施において、住民、隣組及び町内会は、大規模な社会制限実施の監視に積極的に参加する。
- (2) 上記(1)の大規模な社会制限実施の監視は、マカッサル市政府が有する市民の苦情処理対応のチャンネルを通じて報告される。
- (3) 上記(2)の報告の結果は、新型コロナウイルス即応タスクフォースがその権限と責任においてフォローアップする。

## 第 6 章 罰則

### 第 25 条

- (1) 大規模な社会制限の実施に対し違反した者及び/又は機関には、以下の強制的罰則が課される。
  - a. 集まる人々を解散させる。
  - b. 営業所を閉鎖する。
  - c. 渡し船及び 2 輪以上の車両は停止させ、大規模な社会制限の規定人数を超えた乗客者を降ろす。
  - d. マスクを着用せず活動している人を止めて、指導を行う。
- (2) 上記(1)の罰則以外に、実効的法令の定めに従い、刑罰が課される
- (3) 上記(1)及び(2)の罰則については、地方の新型コロナウイルス即応タスクフォースの権限により実施される

## 第 7 章 終章

### 第 26 条

本市長令は、制定の日から施行する。

2020 年 4 月 17 日

マカッサル市長代行 ムハンマド・イクバル・スハエブ